

令和 8 年度

第 4 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 8 年 7 月 6 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明		○	19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	森戸 活美	○		主 任	石田 泰清	○	
主任主事	光保 克敏	○		(高野出張所)			
主任主事	木村 泰三	○		出張所長	平岡 靖之		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	今西 隆行		○
				参 事	掛札 靖彦	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 恵美		○	出張所長	六原 善博		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和８年度第４回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は５番入谷委員、７番須應委員、９番森兼委員、１７番渡邊委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶）
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２０名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 １４番田邊委員さん、１５番瀬尾委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、次の議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 （本庁）	総会議案資料の訂正について以下のとおり説明。 ・議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」 受付番号２８：譲受人等の住所の漢字に誤りがあったため、正しい表記に訂正。 ・議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」 受付番号２３：転用目的用途等を「工事用モノレールのレール架設」と誤って記載していたため、正しい表記である「単管足場仮設」に訂正。 ・議案第４号「非農地証明申請について」 受付番号１６：現地確認の結果、申請地のうち１筆は農地であると確認できたため、該当地を申請内容から削除。それに伴い受付番号１６の地積合計を削除し訂正。 受付番号１８：かい廃の種別が「人的かい廃」と誤っていたため、「自然かい廃」に訂正。
議長	それでは議事に戻ります。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号２６から３２の７件について事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
3 番木村委員	受付番号 26 について、申請事由で、「申請地は譲受人の亡くなった父と譲渡人の亡くなった祖父とで土地の譲渡の話がまとまり、譲受人の父が耕作を始めて現在に至っている。」と記載があります。 この文章だと判断しづらいのですが、現在は誰が申請地を管理しているのでしょうか。
事務局員 (本庁)	申請地を現在管理しているのは、譲受人です。譲受人の父が亡くなって耕作を引き継いでいる状態です。受付番号 26 の申請は、権利関係の整理であり、正式な所有権移転をするものであるため、経緯が複雑なものとなっていました。読み取りにくい文章となり申し訳ございません。
8 番寺西委員	受付番号 26 について、譲受人の名前が、議案と議案説明資料とで違う漢字になっていますが、どちらが正しいのでしょうか。
事務局員 (本庁)	議案の記載が正しい表記となります。混乱させてしまい申し訳ございません。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 26 から 32 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 26 から 32 の 7 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第２号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 議案第２号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、１年契約が１件 840 ㎡、２年契約が２件 10,502 ㎡、３年契約が２件 5,995 ㎡、４年契約が３件 21,018 ㎡、５年契約が２件 3,486 ㎡、９年契約が３件 14,616 ㎡、合計 13 件 56,457 ㎡となっております。 詳細は、議案資料１ページから 26 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地区に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第２号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案に異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。

議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号23から27の5件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号23 位 置 等： 説明資料6, 7 ページに記載 転用事由： 単管足場仮設（工事に伴う一時転用） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 そ の 他： 令和8年11月30日までに原状復旧予定 受付番号24 位 置 等： 説明資料6, 8、12～17 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号25 位 置 等： 説明資料6, 10～17 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし

事務局員 (西城出張所)	受付番号 26 位 置 等： 説明資料 18～21 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 27 位 置 等： 説明資料 18～21 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
21 番天根委員	受付番号 26, 27 について、譲受人が同一の業者となっています。少し本題からは逸れるかもしれませんが、太陽光発電設備への転用の経緯はどのようなものがありますでしょうか。
事務局員 (本庁)	転用に至るまでの経緯は様々ですが、業者が太陽光発電設備を設置できそうな農地を事前調査し、農業委員会へ転用可能かを問い合わせし、可能であることが確認できれば所有者へ話を持ち掛けるという流れが多い印象です。今回、譲受人の名義が同一の業者になっているのは偶然かと思われます。
議長	太陽光発電設備設置については、設置後の草刈等の管理が問題視されることもあります。転用後の管理については、農地パトロール等で情報収集をしていかなければならないと思います。 ちなみに、受付番号 24, 25 について、パネルを設置しない箇所については、どのような敷地管理をされるのでしょうか。

事務局員 (本庁)	受付番号 24 については、申請地全体に防草シートを敷き、空きスペースには草刈り機や太陽光パネル洗浄機等の道具を置くと聞いております。 受付番号 25 については、パネルを設置しない箇所は傾斜が厳しく、土砂災害警戒区域の範囲で設置不可能のため、あえて空間を作っているとのこと。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 23 から 27 の 5 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 23 から 27 の 5 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 13 から 19 の 7 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 13 位置等：説明資料 6，22～23 ページに記載 潰廃事由：昭和 56 年頃まで父及び祖父の代に中国自動車道工事が行われ、その際に埋め立て用の土砂として申請地の表土を提供してから耕作を放棄し、その後、カヤ、笹、雑木などが自生する状況に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (本庁)	受付番号 14 位置等：説明資料 6，22～23 ページに記載 潰廃事由：昭和 56 年頃まで父及び祖父の代に中国自動車道工事が行われ、その際に埋め立て用の土砂として申請地の表土を提供してから耕作を放棄し、その後、カヤ、笹、雑木などが自生する状況に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 15 位 置 等：説明資料 6，24 ページに記載 潰廃事由：自宅を新築する際に許可を受けずに造成し、現在も宅地として利用しており、このたび地目変更登記をするため（顛末書を申請と同時に提出済み）。 現地確認：申請地は宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 16 位 置 等：説明資料 6，25～27 ページに記載 潰廃事由：平成 16 年に父が亡くなって以降家が空き家となり、数年前から高齢により管理ができなくなったためカヤ、笹、雑木などが自生する状況に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 17 位 置 等：説明資料 18，28 ページに記載 潰廃事由：国の減反政策に伴い、昭和 47 年に梅や杉の苗を植えたが、現在、農業利用はしておらず、雑草や木本植物が生育しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 18 位 置 等：説明資料 30，31 ページに記載 潰廃事由：平成 15 年頃から農業機械が申請地に入ることができない状態となり、耕作できず荒廃しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (高野出張所)	受付番号 19 位 置 等：説明資料 32, 33 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年頃に耕作できなくなり、申請地は荒廃しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
10 番前田委員	受付番号 15 について、申請者の名前が、議案と議案説明資料とで違う漢字になっていますが、どちらが正しいのでしょうか。
事務局員 (本庁)	議案説明資料の記載が正しい表記となります。混乱させてしまい申し訳ございません。
議長	ありがとうございました。ほかにございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 13 から 19 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 13 から 19 の 7 件を申請のとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。

事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・ 6 月役員会 ・ 改選期に伴う総会日程等について ・ 一部転用の取扱いについて ・ 農地利用最適化推進委員選考委員会結果報告 ・ 農政研究班から報告 ○協議事項 ・ 標準農作業料金の公表廃止について ・ 全国農業新聞の皆購読の取り組みについて ・ 農地パトロールについて（案） ○その他 ・ 保管文書の処分等について ・ 徽章について ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上、事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 4 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 3 時 15 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年7月6日

議 長
(道下 和子) _____

14 番委員
(田邊 文隆) _____

15 番委員
(瀬尾 憲雅) _____